

公益財団法人かがわ健康福祉機構役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人かがわ健康福祉機構の定款第17条及び第32条の規程に基づき、役員等の報酬等並びに費用に関する必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。)の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 2 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等といふ。
 - 3 常勤役員とは、理事のうち、公益財団法人かがわ健康福祉機構に勤務する者をいふ。
 - 4 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいい、評議員と併せて非常勤役員等といふ。
 - 5 報酬とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用弁償とは明確に区分されるものとする。
 - 6 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいふ。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の種類、旅費及び諸手当)

- 第3条 役員等の報酬は、常勤役員にあっては報酬月額及び期末手当とし、非常勤役員等にあっては報酬日額を支給する。
- 2 非常勤役員等がこの法人の評議員会若しくは理事会に出席したとき又は非常勤役員がその職務を行ったとき(定款第38条第2項に定める場合を除く。)は、前項の報酬を支給する。
 - 3 役員等がこの法人の職員又は香川県職員を兼ねる場合は、第1項の報酬を支給しない。
 - 4 第1項に定める報酬のほか、常勤役員には、公益財団法人かがわ健康福祉機構職員の旅費に関する規程に定める旅費及び公益財団法人かがわ健康福祉機構職員の給与及び退職手当に関する規程に定める諸手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

- 第4条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬額)

- 第5条 常勤役員の報酬月額及び期末手当等の額は、別に記載するとおりとする。
- 2 非常勤役員等への報酬日額は、一人一律9,000円とする。

(費用弁償)

- 第6条 非常勤役員等が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(公表)

- 第7条 公益財団法人かがわ健康福祉機構は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

- 第8条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人かがわ健康福祉機構の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

公益財団法人かがわ健康福祉機構の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
別記(第5条関係)

別記(常勤役員の報酬及び期末手当等)

月額 290,000 円

役付加算 報酬月額の 25%

期末手当 報酬月額×3.4ヶ月